



大船渡労基署ニュース

陽春の候 大船渡労働基準監督署 署長 熊谷 久



平成30年度がスタートしました。3月で退職・転勤された方の後、新入社員、後任の転勤された方で職場の雰囲気が変わったのではないのでしょうか。年度末の納期等でお忙しく過ごし、年度初めで慌ただしく過ごしていく日々、何とかGWまで走り続けたいものですが、昨年、私事4月下旬にまさかのインフルでダウンし、体力・免疫力の低下で「働き方改革」が叫ばれる中、昔のままのスタイルでは通用しない現実があり愕然とし業務・健康管理の大切さを実感したところです。

昔、初任研修時に研修所長から「取り巻く環境は厳しさを増しており、皆様は今後の仕事で能力等を十二分に能力を発揮してもらわないと使命を果たせず、組織も存亡の危機にある事を肝に銘じて業務に当たってもらいたい。ある経営者は「知恵のある者は知恵を出せ、知恵のない者は汗をかけ(a)」と言ったと聞いています。皆様も心して業務に当たってもらいたい」と述べておいででした。その時には自分は汗をかいてやってくれないかと思っただけです。その後、数年してある会社にお邪魔したところ、大きな看板に「(a)・・・知恵も汗もない者は静かに去れ、去る者は追わず」と書かれていたことには閉口してしまいました。この時期になると自身の入学・入社・転勤の時を思い出し、「期待と不安」心新たにしているところです。そして、誰でも新しい職場(場所)には慣れないものです。ご自身の時を思いだし、適切な指導・教育・引継ぎ・援助を行い、デーセントワーク、安全で健康的な職場の運営をお願いします。そう今年も巡る季節の中で窓辺から見る公園の桜を「散る桜残る桜も散る桜」とかみしめながら・・・

大船渡労基署管内の労働災害発生状況

2月末現在の労働災害発生状況

	30年	前年同期比
製造業	10人	+6人
建設業	1人	±0人
運輸交通業	1人	+1人
林業	0人	±0人
商業	1人	±0人
保健衛生業	2人	+2人
合計	16人	+8人

(注) 労働者死傷病報告による休業4日以上の統計である。

最近の労働災害事例

【転倒】

- ◆ 出勤後、事務所から作業場に向かう途中、凍結した地面に足を滑らせ転倒。寒さで手が冷たいため腕組みしたまま歩行していたため、受け身を取れなかった。(肋骨骨折)「自動車整備業」
- ◆ 従業員用駐車場から出勤のため歩いて移動中、地面が凍っていたところの表面に薄く積雪があり、足を滑らせ左側に転んだ。(恥骨骨折)「製造業」

【高温・低温の物との接触】

- ◆ 焼き目工程から出た食品を次工程に移し替える作業中、耐熱手袋を使用しつつ冷却水で冷やしながら行っていたが、冷却頻度が少なかったため熱傷となった。(指熱傷)。「製造業」

冬季特有災害が多発しました

平成30年の2月末現在の労働災害は16人で前年同期の2倍の+8人となっています。今シーズンは年明け後に寒冷・大雪があり、このことが影響して「冬季特有」の労働災害が8人(「転倒」6人、「動作の反動・無理な動作」が1人)と多発しました。なお、前年同期の中では冬季特有災害はゼロでした。

事故の型

「転倒」が38%、「墜落・転落」と「交通事故」が各13%、「飛来・落下」と「激突され」と「挟まれ、巻き込まれ」と「動作の反動・無理な動作」が各6%

安全決意宣言

年度替わりのこの時期にぜひ!!



取組方法(実施要綱)は岩手労働局HPをご覧ください。

2月と3月のゼロ災パトロール

気仙地域建設工事関係者連絡会議の取組である「気仙地域ゼロ災の日パトロール」が2月度と3月度も多くの方々のご協力により気仙地域各所において一斉に実施されました。今回のパトロールでも、多くの危険の芽が摘み取られ、多くの好事例も確認されました。また、安全意識の再認識も図られました。



無資格作業排除の徹底をお願いします



定期健康診断等における診断項目の取扱い等（検査方法等）が変わります

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の在り方等の検討と併せて、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」が開催され、その在り方等について検討が進められてきましたが、そのとりまとめられた検討結果を踏まえて、労働安全衛生規則第43条に基づく雇入時の健康診断、規則第44条に基づく定期健康診断、規則第45条に基づく特定業務従事者の健康診断、規則第45条の2に基づく海外派遣労働者の健康診断の診断項目に関する取扱い、留意事項等が、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等について、平成30年4月1日からの取扱いとして変更されることになりました。（詳しくは平成29年8月4日付け基発0804第4号を参照してください）

移動式クレーン構造規格等が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、全国で、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」が改正されました。

<p>つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加） 前方安定度の計算式について（計算式の変更） その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）</p>	
<p>つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます（第27条）</p>	
<p>対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン</p>	
<p>【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。</p>	
<p>↓</p>	
<p>【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、定格荷重制限装置（ 1 ）、定格荷重指示装置（ 2 ）などの装置を備えることが義務付けられます。</p>	
<p>1 定格荷重制限装置 定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置</p>	<p>2 定格荷重指示装置 定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置</p>
<p><経過措置>平成31年3月31日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。</p>	

注）移動式クレーン構造規格のほか、クレーン構造規格、エレベーター構造規格、ゴンドラ構造規格も改正されています。

平成30年4月1日から労災保険料率と労務費率が改定されます

労災保険料率は、全54業種のうち、引き上げが3業種、据え置きが31業種、引き下げが20業種。労務費率は、全9区分のうち、引き下げが5区分、据え置きが4区分、引き上げはありません。改定の詳細につきましては、厚生労働省のホームページ、又は大船渡労働基準監督署へ問い合わせのうえ、ご確認ください。

なお、雇用保険料率の改定はありません。

労働基準監督署の組織変更

「監督・安衛課」「労災課」

平成30年度（4月1日～）より労働基準監督署内での体制が右図のように変わります。また、働く方々の労働条件の確保・改善を目的として、監督・安衛課の中に、法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援などを行う「労働時間相談・支援班」及び、長時間労働を是正するための監督指導を行う「調査・指導班」を設置します。監督署の業務内容に大きな変更はございません。

引き続き、労働基準行政へのご理解、ご協力をお願いいたします。

